

大年神の系譜について

福 島 秋 穂

西暦七一二年に成ったとされる『古事記』は、其事が記すところを信するならば、天武天皇の「朕聞、諸家之所賈帝紀及本辭、既違正実、多加虛偽。當今之時、不レ改其失、未經幾年、其旨欲滅。斯乃、邦家之經緯、王化之鴻基焉。故惟、撰錄帝紀、討覈旧辭、削偽定實、欲流後葉」という詔によつて編纂事業が開始されたといふ。此處に「正実」・「虚偽」とあり、其の後続記事「惜、舊辭之誤舛、正、先紀之謬錯」に、「誤舛」・「謬錯」といふのは、天武天皇と彼の遺志を継いだ元明天皇の主觀的判断を述べたものであり、絶対の真実及び誤謬について述べたものでないことは、いうまでもない。

『古事記』が編纂される頃、諸家自家の系譜に改竄の手を加え、遙かな昔に天皇家から分派したかの如く見せ、或は家伝を殊更に歪曲・粉飾し、天皇を代表とする大和朝廷の支配下にあっては、当然高く評価さるべき、祖先や一族の功業を顯示したりすることは、多くあつたことは推測に難くない。しかし其の一方において、僅かながらではあるが、旧來の絶対的真実を語る系譜・家伝

を忠実に固守し続ける者があり、其処に当時の天皇家には都合の悪い事柄が存在するというようなこともあったに違いないのである。そして後者の如きは、『古事記』の編纂に際し、一も二もなく總て此れ虚偽・誤舛・謬錯として積極的に排除されたに違ないが、諸家の為にする系譜・伝承の改変も總て正実ならずとして斥けられたかといふと、必ずしもそうではなかつたと思われる。例えば、『統日本紀』は、『古事記』が出来て約七〇年後の天応元（七八一）年のこととして、右京の人栗原勝子公なる者が、自らは天之御中主神を祖とする中臣氏の系譜に連なる者である故、中臣栗原連の姓を賜わりたいと申し出て、其事が許された、といふ記事を掲げる。現在、「民間崇拜の対象として、宗教的に信仰せられてゐた神でな」へ、「比較的後代の思维のいたすところであ」り、「わが國の指導者の間に神統系譜の考えが熟しつつあつたころに、時あたかも中国の天帝思想に接した結果、造り出された神」とされて、『古事記』の編纂期に極く近い頃、一部知識人により机上で考案された可能性が大きい天之御中主神を、自家の

祖であると主張する栗原勝子公の発言は、論拠薄弱多分に疑わしいものであるはずだが、其が主張を認め、此れに中臣栗原連といふ姓を与えたのは、同神が間違いなく「天地初發之時」以来存在していたとした天皇家にとって、其が都合の良いことであつたからに他ならない。推して知るべしで、恐らく八世紀初頭に至るまでに、此のように、天皇家の都合の良いよう自家の系譜・伝承を偽る者があつた場合、其の系譜・伝承は正実として採択されたに違いない。

また、『古事記』は、「故、是以至于今、天皇命等之御命不長也」と締め括る遷芸能命と木花之佐久夜毘賣との婚姻譚を載録し、『日本書紀』卷第二の「天孫降臨」（第九）段が、終末部に「故其生児、必如木花之、移落」或は、「此世人短折之縁也」とする瓊杵尊と木花開耶姫との婚姻譚（一書第二）を採用しているが、此れは『古事記』の編纂者が、所謂神代から神武天皇以下の各天皇の時代へと移行する其の上巻の終末部に、死という現象とは無縁であるはずの神としての天皇の命に限りのあること、しかも時には現人神ならぬ人臣よりも短命に終わる者があること、此の大矛盾を隠蔽するべく、「天皇命等之御命……」と語る伝承を正実のものとして採用したか、或は『日本書紀』が載録した、遷芸能命と木花開耶姫との間に生まれる子、または世人一般が短命であることを説明する話を、「違正寔、多加虚偽」えたものとして、其の末尾を改竄・採用した結果である。

骨格を形成する天皇家の系譜に、神話・伝説・歌謡の類を内付ける際、天皇家により格別都合の悪い伝承、或は弱少氏族の其

れでない限り、多くの異伝を載録しようとする姿勢を見せた『日本書紀』、しかも其の傾向が一段と顕著に認められる第一・二巻に、天皇家にとり不利益なことが語られているとも思われない、『古事記』に載る遷芸能命・木花之佐久夜毘賣婚姻譚が採られていないことからすると、『古事記』の其れば、『日本書紀』が載録している伝承の末尾を変改・採用した可能性が大きいといえる。諸外国に、人間一般の短命なることを語る伝承（所謂死の起源説明神話）は存在しても、部族或は国家の一握りの指導者の短命なるを説き明かす話の見られぬことから推しても、『古事記』の当該譚は、政策的意図に基づいて変改されたものであることが明白である。

天皇家の系譜はともかくとしても、八世紀初頭の我国に数多く存在した諸家の系譜・伝承を自由に取捨・選択し、時には見た如き改竄の手を及ぼした後、其らを適宜接合して成った書が、『古事記』であるとすれば、私たちが其の記事に眼を通し、其処に我が國の未開・古代人の思想の如何を読み取ろうとする時には、其なりの心構えが必要とされることはいうまでもない。

此の度は、上記のようなことを考慮に入れた上で、『古事記』の記す大年神に関わる系譜のうちより紙幅の都合上其の一部を採り上げ、其処に登場する一の神の名称の意味、其の系譜の有する意義、其が『古事記』の当該箇所に置かれている理由、などについて考えてみることにする。

*
*
*
『古事記』は、須佐之男命による八俣遠呂智退治と、同神と擲

名田比売との結婚を語った後に、「(須佐之男命)娶^ミ大山津見神之女、名神大市比売、生子、大年神。次宇迦之御魂神。^{二柱。宇迦}」といふ記事を掲げ、次いで稻羽の素戔譚、大穴牟遲神による根の國訪問譚、八千矛神による沿河比売求婚譚、大国主神の神裔系譜、大穴牟遲・少名毘古那二神による国作り譚、などを載録している。そして更に其の後に、「故、其大年神、娶^ミ神活須毘神之女、伊怒比賣、生子、大国御魂神。次韓神。次曾富理神。次白日神。次聖神^柱……(下略)」と記している。

此の二つの記事は、『日本書紀』には全く見られず、須佐之男命はともかくとして、大年神より聖神に至る系譜中に登場する神神個々の発生とこれらを一つに纏めての系譜の作成が、我國未開・古代人一般の思惟によつたものか、一部支配層或は知識人階級の思想に基づく机上の作業によるものか、一切明らかでない。

『古事記』に載録された記事に關する問題を解明しようとする時、まず参照すべき『日本書紀』に当該記事が載録されていないとなれば、私たちは『古事記』其のものの記載によって此れが解明をなさねばならないのであるが、『古事記』編纂の実情が見た如きものであつて、其処に記される系譜が、如何程に一般民衆の間で認められたものであるのかも判然とせず、加えて当該系譜部分について、神々自体の名義に關しても、一部に誤字説などが唱えられており、不明なことが多い。いま参考までに、一わたり當該諸神の名義が、現在如何に理解されているかを見渡し、其れを解明の手掛りとして論を進めてみよう。

* * *

名田比売との結婚を語った後に、「(須佐之男命)娶^ミ大山津見神之女、名神大市比賣、生子、大年神。次宇迦之御魂神。^{二柱。宇迦}」といふ記事を掲げ、次いで稻羽の素戔譚、大穴牟遲神による根の國訪問譚、八千矛神による沿河比売求婚譚、大国主神の神裔系譜、大穴牟遲・少名毘古那二神による国作り譚、などを載録している。そして更に其の後に、「故、其大年神、娶^ミ神活須毘神之女、伊怒比賣、生子、大国御魂神。次韓神。次曾富理神。次白日神。次聖神^柱……(下略)」と記している。

此の二つの記事は、『日本書紀』には全く見られず、須佐之男命はともかくとして、大年神より聖神に至る系譜中に登場する神神個々の発生とこれらを一つに纏めての系譜の作成が、我國未開・古代人一般の思惟によつたものか、一部支配層或は知識人階級の思想に基づく机上の作業によるものか、一切明らかでない。

『古事記』に載録された記事に關する問題を解明しようとする時、まず参照すべき『日本書紀』に当該記事が載録されていないとなれば、私たちは『古事記』其のものの記載によって此れが解明をなさねばならないのであるが、『古事記』編纂の実情が見た如きものであつて、其処に記される系譜が、如何程に一般民衆の間で認められたものであるのかも判然とせず、加えて当該系譜部分について、神々自体の名義に關しても、一部に誤字説などが唱えられており、不明なことが多い。いま参考までに、一わたり當該諸神の名義が、現在如何に理解されているかを見渡し、其れを解明の手掛りとして論を進めてみよう。

大年神は、諸説其の説き方に微妙な差異はあるものの、『類聚名義抄』に、「穢^{ミキハラトシ}」とあり、『古事記伝』が、「登志^{トシ}とは穀^ノことなる、……(中略)……穀^ノを一度取^シるを、一年とは云⁽⁵⁾なり(されば登志と云名は、穀^ノを本にて、年月の登志^{トシ}は未なり)」というように、「年」が穀物・特に稻を意味すると解され、穀神と看做されている。

大年神について、字義通り國の魂即ち國土靈であるとする点で、諸説一致しているものの、此の「國」を大和と特定し、『延喜式』に、「大和國……(中略)……山辺郡十三座大和七座大和坐大國魂神社三座並名神大月」と見える大和の大國魂神と同一の神とするか否かについては意見が分かれる。

韓神は、「五十猛^{イチヤクモウ}」亦謂^シ韓神曾富理神^{ソウブリノミコト}……(中略)……五十猛神を。韓神と申す義は、韓國伊太氏^{イタヒ}神とも申す如く。蕃國國に渡りて、還り給へれば称^{ヘリ}りと、此れを次の曾富理神に冠する表現であるとし、しかも「蕃國國に渡^ス」った神の意と考えた平田篤胤、及び其の意見に賛同する者を除き、今日では、大方の研究者の間で、一個の独立した存在態とされ、朝鮮系の神であると見られてゐる。

曾富理神は、『日本書紀』卷第一「宝劍出現」(第八)段一書第四に、「素戔鳴尊、帥^{シテ}其子五十猛神、降^ル到於新羅國、居^ム曾^モ茂梨之處」とある曾^モ茂梨と関係があるといわれ、其処が新羅の地であるとされていることから、韓神同様、朝鮮系統の神と考えられ、「曾^モ富理^モ」とは新羅の一名徐伐^モで、曾^モ茂梨と同じ語である⁽¹⁰⁾。

「ソボリ」は古代朝鮮語 *sio-por* にあたり王都の神の意⁽¹⁾などと説明されている。

白日神は、真福寺本古事記・伊勢本古事記・寛永本古事記・竈頭古事記などに、「白日神」と記されており、「明るい太陽」神と解されたり、シラヒとシラギの音の類似から、曾富理神同様新羅と関連ある神ではないかとされたりしているが、『古事記伝』が「白字は向の誤にて、半加比なるべし、其故は、式に、山城國乙訓郡向神社、大歲神社と並載れり、此向神社は、大年神御子向日神を祀ると云……(中略)……今向日明神と申し、其処を向日町といふ」と述べて後、此れに賛同する者も少なくない。

最後の聖神は、「聖」が「日知り」の意であつて、歲時曆日を知悉運用する神で、暦の知識は農耕生活において最も必要とされることから、大年神と関連づけられたのだろうとされている。

*

大年神以下の六神が、各々格別の意味なくただ漫然と並べられているだけなのか、ある特定の意図に基づいて前後密接な関連をもたされているのか、判然としない。しかし、少なくとも此れらが一個のグループを成すものとして連続記載されていること、韓神と曾富理神及び新羅と関連があるとする説に従った場合の白日神が朝鮮系の神らしく思われること、聖神が大年神に結合されてることに、前記した理由を認めることができ、国土靈と解される大國御魂神と「明るい太陽」と解した場合の白日神、更には日の方向により暦日・季候を考へることを司つた神ともいわれる向日神が、孰れも農耕と関わりを有すると考えられること、「現代

に於ては、諸々の神の順次的出現に大地の漸次的な成形状態の詮表を觀ずる解釈が、殆んど通説となつてゐる⁽¹⁶⁾とされる、『古事記』上巻冒頭部における飼生神群の名称列記の例や、同じく『古事記』に於て、「中国における五行の考への影響が見られるやうである」といわれる、火之夜芸速男神（火之炫昆吉神・火之迦具土神）以下和久產巢日神に至る諸神の名称列記の例、また此れに先立つて掲げられる鳥之石楠船神・大宜都比売神・火之夜芸速男神の三神が、一見何の繋がりもないかの如くであります、船・其れが運搬する御饌・五穀・農耕・野焼き・火、という「もの」と「もの」とを連想によつて繋ぐ思考⁽¹⁷⁾に基いて、順次其の名を記されているらしいこと、『古事記』に載録された神話・伝説の類が、記録される以前、人の記憶に頼つて保存・伝承されていた時期には、其れがある種の連想に基づいて構成され、また互いに接続されて記憶され、逆に其の連想を手掛りとして記憶を呼び戻し再生され、次代の人々に伝達されていたと思われること⁽¹⁸⁾、などからすれば、大年神以下の六神の系譜は、当該する神々を一個の連続した系譜として構成した人物により、明らかに有る特定の意味をもたれていたと考へて間違ひあるまい。

其の特定の意味とは何であったか。大年神以下の系譜が、見た如く朝鮮系統の神々と農耕に関係ある神々で成り立つてゐることからすると、当該系譜の構成者は、農耕就中稻作の文化が朝鮮半島より我国へ伝來したことを、関連する神々の名を列記することで示そうとしたのであるまいか。

我国における稻作の始まりについては、其れが水陸孰れの系統

のものであつたかも判然としていないが、通常其の最初のものとされる水稻に関する知識・文化は、西暦紀元前一・二世紀⁽²⁾、或は同二・三世紀⁽³⁾の頃、即ち所謂弥生式土器の時代に我国に伝えられ、一度米が植えられると、其れは年と共に広い範囲に栽培されるようになり、短期間に日本全土に及んだといわれている。

稻作文化或は米其の物の我国への伝播経路についてもはつきりしたことはわからず、ある者は中國大陸から朝鮮半島を経て輸入されたといし、他の者は、中國から直接我国へ伝えられたと考え、また別の者は、南北両方向から其れが伝播したという。

我国への稻作文化の伝播が實際には如何なる経路を辿つたにせよ、所謂大年神の系譜が作成された頃我国に、稻作文化が朝鮮半島より伝えられたのだとする言い伝えがあり、其れを神名を列記することで示したのが、此處で考察の俎上に載せている大年神以下の神々の系譜なのではなかろうか。

* * *

稻作文化が朝鮮半島より伝來したとする思想が我国に古く存在したのではないかということは、所謂鶴の穂落し伝承と、鶴は朝鮮より飛来するものと考えられていた形跡のあることによつても此れを窺うことが出来る。

鎌倉時代に度会氏を中心とする神官により編述された『倭姫命世記』には、「(垂仁天皇)廿七年戊午秋九月。鳥鳴声高聞。昼夜不止。此異止宣。大幡主命舍人紀麻良止。差使遣令見彼鳥鳴處。罷行見波。鳴国伊雜方上草原中。在稻一基。生本波一基。是為末千穂茂也。彼稻白真名鶴。昨持炮乍鳴支。……(中略)……彼稻生

地千田号支。在鳴国伊雜方上。其處伊佐波登美之神宮造奉。皇太神為摂宮。伊雞宮比也。彼鶴真鳥乎号称大歲神。……(中略)……又明年秋之比。真名鶴。皇太神宮當。天翔從北來天。日夜不止翔鳴支。時當白草支也。爰倭姬命異給。差足速勇命使令見。……(中略)……使到見葦原中。生稻。本波一基為天。末八百穂茂也。昨捧持鳴支」という記事が見える。

此の伝承では、特に白真名鶴を大歲神と称したとあるのが注目されるところであるが、鶴が稻穂を銜えて飛来したという話は、文明一八(一四八六)頃に成つたとされるト部兼邦著『兼邦百首歌抄』に、「天のさ田長田のいなさくだしけんめぐみぞふかき太歲の神。此神。天上にある天のさ田長田は。天照太神のつくらせ給ふ御田也。此神は内宮の末社也。御形鶴にてまします。さ田長田のいなばをくはへて下界へくだらせたまふ。南せんぶ州にある米の種也。神宮社司鶴をくはざるはこの謂なり」(太歲神条)などとも見え、何時の頃からか諸国に伝播したと思しく、日本各地から報告されている。俗信に、「田圃へ鶴が降りるとお金が入るしらせ」などというのも、鶴が稻穂を運ぶとする思想の転じたものであろう。

稻穂を鳥が銜えて飛来したという話は、必ずしも其の鳥が鶴であったとするものばかりではなく、時に其れが鶴であつたり、鳥であつたりする場合もあるが、鶴が物を投げ上げて銜え取る習性のあるのを観察した結果か、米との間に色彩上の連想が働いているのか——必ずしも白色のものばかりではないのだが——鶴である例が圧倒的に多い。

『豊後國風土記』に、「白鳥」⁽³²⁾が餅となり（總記）、餅が「白鳥」と化した（速見郡田野条）とある、餅と「白鳥」の関係も、前者が今日の其れと同様の物であったか否か、後者が鶴であるか否か判然としないが、両者の間に何か共通するものがあつたからこそ結合されたに違いない。もし「白鳥」が餅の靈魂と考えられたのであるとすれば、餅即ち米という關係と、「白鳥」が鶴であった可能性もあることとから、米ニ鶴とする考えが成り立ち、鎌倉時代以後の文献にしか見ることの出来ない鶴の穂落し伝承の類が、『豊後國風土記』成立の頃には、あるいは既に民間に存在していたのではないかとも考えられるのである。

我国では遅くも江戸時代以後には、鶴が朝鮮より飛来するものと考えられていたらしく、輪池堂屋代弘賢は、奥州白河領に鶴が銜えて飛来した穂穂を、人々が「朝鮮の種なるべし」と言い合つた話を紹介しているが、此れには平田篤胤以下諸家の意見が付されており、中に、「西教寺曰、鶴は朝鮮よりわたると聞き及べり」という記事が見える。

また松浦静山は、奥州会津辺の鶴の穂落し伝承を紹介した後、「予が領国老岐にも、鶴わたり来るときは、間々朝鮮人参を銜み來ることありて人これを拾ふ」と記し、鶴が朝鮮半島より飛来する事実⁽³³⁾のあることを、其れが朝鮮人参を運んで来ると語ることによつて示している。鶴が朝鮮人参を運んで来るという話は各地で信じられていて、『越前國名蹟考』に、「此海岸より百町野の辺に芹人參有⁽³⁴⁾之又朝鮮より渡りかけの鶴のおちより生した

人参を遙遠に有⁽³⁵⁾之由なり」という記事があるのを始め、諸書にと化した（速見郡田野条）とある、餅と「白鳥」の関係も、前者が今日の其れと同様の物であったか否か、後者が鶴であるか否か

判然としないが、両者の間に何か共通するものがあつたからこそ結合されたに違いない。もし「白鳥」が餅の靈魂と考えられたのが今日の其れと同様の物であったか否か、後者が鶴であるか否か

それが存在したか否かについては、今後の一層の資料探索と研究を待つて、此れを明らかにしなければならないのであるが、もし仮りに、「秋の末より、春までならでは、此國には居らぬ物」とされた鶴が、朝鮮半島以外の地より飛来するということを、明確に述べた古代の記録や伝承は、現在のところ知られていないといふ消極的な理由から、古く其れを朝鮮より飛来するものとする了解が、人々の間に存在していたとするならば、既に見た鶴の穂落し伝承と、鶴は朝鮮より飛来するものとする考え方とから、稻作文化は朝鮮半島より伝来したとする思想が、我国の未開・古代人の間に存在したこと認め得ることになろう。

見たように、鶴の穂落し伝承については、此れを鎌倉時代以後の文献にしか見ることが出来ず、鶴の朝鮮半島よりの飛来譚については、やはり此れも江戸時代以後の文献にしか見ることが出来ないのであるが、此の二つはあるいは、此の度粗上に載せた大年神以下の神々の系譜、即ち、大年神—大国御魂神—韓神—曾富理朝—白日神—聖神という六神の系譜が、農耕就中稻作文化の朝鮮より我国への伝来を語ろうとしたものであることと、密接な関連があるのでないだろうか。

古く我国の民衆の間に、農耕就中稻作文化は朝鮮半島より伝来

したとする思想があり、其の思想をもとに、朝鮮より飛来する鶴が穂穂を銜えて来たことにより、我国に稻作農業が始まつたとする話が作られたが、八世紀初頭の天皇家が我国を統治する正当性を主張せんとして編纂された『古事記』・『日本書紀』には、採用に値せずとして載録されず、僅かに大年神以下の神々の系譜形で、『古事記』に其の思想が盛り込まれたのではないだろうか。

あるいは逆に、稻作文化が朝鮮半島より伝來したものとする思想から、大年神以下の神々の系譜が作成され、『古事記』や『日本書紀』が編纂された後で、更に其の思想から鶴の穂落し伝承や鶴の朝鮮よりの飛来譚が作られたかも知れない。鶴の穂落し伝承が鎌倉時代以後の文献にしか見えず、鶴の朝鮮よりの飛来譚が、江戸時代以後の文献にしか見えないことからすれば、可能性としては後の場合の方が大きいといえる。

いま一つ、我国の未開・古代人の間に、農耕就中稻作文化が朝鮮半島より伝來したなどという思想は全くなかつたが、たまたま『古事記』に載録された大年神以下の神々の系譜が、稻作文化の朝鮮よりの伝来を示すものと解され、其れを依り処として鶴の穂落し伝承や、鶴の朝鮮よりの飛来譚が作成された、ということも考えられないことではないが、もしもあれば、当該系譜が作成された時に、何故朝鮮関係の神と農耕関係の神が混在させられたのか説明がつかなくなる。大年神以下の神々の系譜が、後に稻作文化の朝鮮よりの伝来を示すものと解されたのであれば、やはり其の系譜を作成した者の脳裡にも同じ思想が存在したのではないか。『日本書紀』卷第一「四神出生」(第五)段一書第十

一に、殺害された保食神の身体各部より牛馬及び稻を始めとする五穀が生じたといい、発生した物と其れが発生箇所との間に、朝鮮語の上で音の類似があると指摘されていることも、稻作文化は朝鮮半島より伝來したという思想が、古く我国の未開・古代人間で存在したこと裏付けるのではないかと思われる。

孰れにしても、大年神以下の神々の系譜と鶴の穂落し伝承や、鶴の朝鮮よりの飛来譚とは、互いに全く無縁のものであるとは思われない。

*

大年神以下の神々の系譜が、『古事記』の中で、現在見られる如き位置にあることと、其れが須佐之男命と結合されたことには、其れなりの理由があつてのことと思われるが、此れについて、『農業神が一団をなして添加せられた如きは、ただオホトシの神の名から出たことであつて、其のオホトシの神のここに置かれたのは……(中略)……スサノヲの命に結合せられた蛇神の物語の女主人公イナダヒメの名から連想せられたのみのことではあるまいが、とも思はれるが、単にそれだけのこととしては、あまりに業々すぎる感もある』、「大年の神の系譜は、詳細には知られないが、大体において穀物の耕作の進行を意味するものであると思われ、須佐の男の命が八岐の大蛇を退治して奇稻田媛を得られた説話と連絡のあることを見るのである」というように、大年神以下

と考えられている。

確かに、大年神以下の神々が農業と関わる存在であることは、
此處で考察の対象としている六神だけに限つても、既に見た通り
であるが、もし農業の面から当該系譜がいわれるよう須佐之男
命と結合したのであれば、大年神の母親は、櫛名田比売とされ
いるはずではないだろうか。ところが實際には、其事が大市比売
とされているので、当該系譜と須佐之男命との関係は、別の面か
ら解すべきものと思われる。大年神と須佐之男命との間には、格
別の関連があるとは思われないが、大年神以下の神々の系譜が朝
鮮と関わりあることを思えば、須佐之男命と当該系譜との結びつきは、両者朝鮮を共通項としてのものであると容易に理解出来
る。

『古事記』に須佐之男命と記されるスサノヲ神が、『日本書紀』。
『古語拾遺』両書で「素戔嗚」、「出雲國風土記」（意宇郡大草郷
条）に「須佐乎」、「先代旧事本紀」及び『三代実録』卷十三（貞
觀八年七月十三日条）に「素戔烏」、「狀日本紀」所引『備後國風
土記』に「須佐雄」とあり、更に『三代實錄』卷四十五（元慶八
年三月二十七日条）には、「隱岐國正六位上君須佐雄神」といっ
た表記がなされており、スサノヲが本来の形で、「素戔雄」新羅本
史所謂次々雄也次々雄或作慈充方言巫蓋神而敬畏之称也」と説明
されるように、朝鮮半島の次々雄が其の語源であるか否か、俄か
には決し難いが、我国の未開・古代人の間で、同神が朝鮮と関わ
りあると考へられていたことは、既に曾富理神の名義について見
た際にも引いたように、彼が新羅國曾戸・茂梨の地に降ったとされ

ていることによつて、此れを知ることが出来る。

恐らく、此の伝承が語るように、須佐之男命が朝鮮と何らかの
関わりを有すると考えられていたことが契機となつて、同じく朝
鮮と関わりある大年神以下の神々の系譜が、須佐之男命と結合さ
れたのであろう。そして、此の結合は、『古事記』・『日本書紀』
が編纂される八世紀初頭を遙か溯つた時期になされたものではな
く、比較的新しい時期になされたため、人口に膚疾せず、「諸家
之所」賤帝紀及本辞にも採り上げられること少なく、さして重
要視もされず、『古事記』にだけ、須佐之男命—大年神という親
子の関係と、大年神以下の神々の系譜とが、其れも前者と後者と
の間に他の物語が挿入されるという形で、恐らく改竄の手を及ぼ
されることなく、原初形態を留めたまま載録されるに至つたので
あろう。当該系譜が、天皇家にとっていま少し重要なものと考え
られたならば、其れは須佐之男命—大年神の関係を記した後に、
直ちに記載されたはずであり、『日本書紀』にも載録されたはずで
ある。

注(1) 津田左右吉著『日本古典の研究』上巻——『津田左右吉
全集』第一巻三三二一頁。

(2) 松村武雄著『日本神話の研究』第二巻四七二頁。

(3) 三品彰英著『日本神話論』——『岩波日本歴史』第二二三
卷三四二二頁。

(4) 『類聚名義抄』（観智院本）法下十五。

(5) 本居宣長著『古事記伝』九之卷。

(6) 『延喜式』卷九。

(7) 大國魂神を大和の其れとするものに、本居宣長著前掲書

(十一之卷)、次田潤著『古事記新講』(一八二頁)、尾崎暢殃著『古事記全譯』(一八三頁)などがあり、大和とは無関係であるとするのに、倉野憲司著『古事記全註釈』(第三卷三四四頁)がある。中島悦次著『古事記評釈』は、孰れとも決めかね(一五一頁)。松村武雄著前掲書は、「本来は国々なる國魂を基底として發生した綜合的な若くは最高の國魂と見るのが、本道である」(第二卷八五頁)とし、日本思想大系1『古事記』がこれに従っている。

(8)

平田篤胤著『古史伝』十五之卷。

次田潤は、「韓神は篤胤の説にある如く、曾富理神に冠すべきもので、別の神ではなからうと思ふ」(前掲書一八三頁)というが、韓神を韓土の神の意とする点では、大方の意見と一致している(同一一八二頁)。但し、『古事記』の表記は諸本ともに、「次、韓神。次、曾富理神」とあって、韓神・曾富理神が同神とは考えられない。金子武雄は、「本来の伝承では「次韓神曾富理神」というように同格にしてあったのを誤り伝えたのか、あるいはのちに誤写したのか、どちらかではないかと思う」(『古事記神話の構成』一三四頁)といふ。猶、『古事記伝』は、韓神について、「名義未考得ず、地名などが、將韓國に由あるか、凡て知がたし」(十二之卷)と断定的物言いを避けている。

(9) 金沢庄三郎著『日鮮同祖論』二二七一一八頁。

(10) 日本思想大系1『古事記』三八四頁。

(11) 倉野憲司著前掲書三四五頁、日本思想大系1『古事記』

三四八頁。

(12) 柳田國男著『石神問答』——『定本柳田國男集』第一二卷一二二頁、松岡静雄著『紀記論研究』(神代篇創世記)一八二頁、同

『紀記論研究』(神代篇出雲伝説)七三頁。

(14) 本居宣長著前掲書十二之卷。

(15) 次田潤著前掲書一八三頁、中島悦次著前掲書一五一頁、西郷信綱著『古事記注釈』第二卷一三八頁。上掲三書は、同神の名義について何の意見も述べていないが、宣長が「名義未考得ず、本より彼地名にや」(『古事記伝』十二之卷)と、向日明神の所在地向日町との関係を示唆しているのに従っているようである。南方熊楠は向日神について、「日の方向から、家相、地相、それから暦日と季候を考えることを司つた神であろう」(岩田村大字岡の田中神社について)——平凡社版『南方熊楠全集』第六卷一三四頁)といふ。

(16) 松村武雄著前掲書第二卷六二頁。

(17) 倉野憲司著前掲書第二卷二〇〇頁。

(18) 山路平四郎著『日本人的性情と古事記の発想』——『日本文学研究資料叢書』日本神話』九頁。

(19) 拙稿『大穴牟遲神の根國訪問譚をめぐって』——『国文学研究』第六三集四一五頁。

(20) 稲の本邦原生説を主張する鎌方貞亮は、其の原生稲を陸稲であったと推定し(『本邦古代に於ける稲の問題に就いて』——『経済史研究』第一三卷第三号六六・六八頁)、上山春平編『照葉樹林文化』は、我国に水稻系の稲が入る以前、既に陸稲系の其れが存在したかも知れない、という中尾佐助の発言を掲げ(一六二頁)、渡部忠世は、繩文時代のかなり古い頃に、アジア大陸稻作圏から日本列島への民族移動があつたと仮定すると、我国に入つた稲が陸稲であつた可能性が十分にある、という(『稲の道』一二五二六六頁)。

(21) 直良信夫著『日本古代農業発達史』二五・二九四頁。安藤広太郎は、「西暦紀元前一世紀頃にしてこれより多く湖南のものと思はれ」るという(『日本古代稻作史研究』)

(22) 五八「五九頁」。

[22] 泉靖一・中根千枝編集『現代文化人類学』4 人間の社会の生成には、「西暦前300年前後、北九州地方に発生した水田において……」(第一冊本文篇三〇頁)とある。

(23) 前書は、「稻作を行うことを主とする日本最初の農耕文化は、……(中略)……西暦後300年前後までには、大体日本全土の農耕化を完了した模様である」(第一冊本文篇三〇頁)と述べ、永井威三郎は、「水稻農業は一度日本に植え付けられるや、年を追つて発展し、西暦八世紀頃には既に全國的に確固たる基礎が成立した」(『米の歴史』一一五頁)という。

(24) 小野武夫著『日本農業起源論』四七頁、国分直一著「我が古代稻作の系統」――『農林省水産講習所研究報告』人文科学篇第一号三三頁、岡崎敬著「コメを中心としてみた日本と大陸」――『古代史講座』第一三卷二一四頁。

(25) 西村真次著「日本稻作の人類学的研究」――『文学思想研究』第八卷二四五頁、安藤広太郎著前掲書一八九一九〇頁、江上波夫著「日本における民族の形成と国家の起源」――『東洋文化研究所紀要』(東京大学東洋文化研究所)第三一冊一〇頁、岩田慶治著「日本文化のふるさと」一四頁、浜田秀男著「日本稻の系統」――金閥丈夫博士古稀記念委員会編『日本民族と南方文化』三六九・三七二頁。

(26) 樋口清之著『日本古代産業史』二五八・一五九頁。

(27) 同じ伝承は、「年中行事秘抄」六月・内膳司供忌火御飯事条及び、中原師光著「師光年中行事」同月同条に引く旧記に記されている。また、久志本常彰著『斎居通』卷下・鐵火条は、「年中行事秘抄」の当該記事を其の盛引用している。度会行忠著『伊勢二所太神宮神名秘書』は、倭姫命の名を挙げないが、同様の話を記載し、稻穂を銜えて飛来

したのが、真名鶴と化した大年神であり、同神は、須佐之男命と大市比売の子であるとしている(大歲神一座・靈形石座条)。

(28)

既に掲げた例を除き、管見の及んだ限りの、鶴の穂落し伝承を記載する書と、稻穂が運ばれて来たとされる土地名を記すと、次の如くである。滝沢馬琴編『兎園小説』第十集(大郷信斎著『乙酉道聽塗說』第十編に上掲書の当該条をほぼ其の儘転記している)・白井光太郎著『植物妖異考』下巻に引く「或人の雜記」(奥州白河領)・松浦静山著『甲子夜話』卷五十(奥州会津辺)・嶺田萬著『房総雜記』・安川惟礼著『上総國誌』卷之四(千葉県市原市)・本多静六著『大日本老樹名木誌』三〇頁・文芸委員会編纂『俚語集』二〇一頁(三重県志摩郡)・平野庸脩著『播磨鑑』飾東郡之部大歲社条(播磨國飾東郡)・牛尾三千夫著『島根県』・宮本常一編『日本祭礼風土記』一四一六頁(島根県大田市)・柳田國男著『海上の道』――『定本柳田國男集』第一巻五三頁(奄美大島)・佐喜直興英著『南島説話』三八頁・馬淵東一著『沖繩の穀物起源説話』――『馬淵東一著作集』第二巻六一五頁(沖繩県)・鈴木牧之著『北越雪譜』二編卷之四(西國)。

(29) 中平悦磨著「若狭の俗信」――『民俗学』第四卷第五号五五頁。

(30) 鳥越憲三郎著『琉球の祭儀に残存する米食の原始的調理法』――『民族文化』第二卷第一号七頁(但し、一説に鶴ともいう)。

(31) 宮城米昌著『沖繩國頭地方の農耕儀礼』――『日本民俗学』第二卷第一号一二五頁。

(32) 同じ類の話は、『塵添塗糞鉗』卷第三・年始貢餅事条、三浦梅園著『豊後跡考』宝陀山淨水寺条、及川儀右衛門著『第三野民譜集』七〇・七四頁、福田晃編『下地利幸翻字・

対訳「宮古・城辺町」——福田晃編『沖縄地方の民間文芸』五一〇—五一二頁、などに見える。

(33) 滝沢馬琴編前掲書第十集（大郷信斎著前掲書第十編）。

(34) 松浦静山著前掲書卷五十。

(35) 井上翼章著『越前國名蹟考』卷之十二坂井郡下・安島郷六村東尋坊地条。

(36) 小寺清之著『老牛余喘』初編上三四〇—三六〇、中山太郎著「穂落し神」——『土俗と伝説』第一巻第四号七頁。

中井喜太郎は、「白鳥（雁の一種）」が朝鮮より我国へ人參を運ぶ話を紹介している（『無用の書』子の巻二一九頁）。

(37) 本居宣長著前掲書二十五之卷。

(38) 中島利一郎著『東洋言語学の建設』七九一八〇頁、田蒙秀著『上古に於ける稻作と稻及び米の名に見る日鮮關係』

秀著『国学院雑誌』第四九巻第四号二一一二六頁。『古事記』にも、ほば同内容の神話が載録されているが、こちらは朝鮮語の語呂合わせが見られない。『日本書紀』に載録されている方が古い形のものと思われる（拙稿「穀物發生起源物語考」——『文芸と批評』第二巻第一号一三一五頁）。

(39) 津田左右吉著前掲書——『津田左右吉全集』第一巻四六六頁。

(40) 武田祐吉著『古事記説話群の研究』——『武田祐吉著作集』第三巻二一五—二一六頁。

(41) 藤井貞幹著『衝口発』。同様の説は、田中勝藏著「日本古代巫称攷」——『徳島大学学芸紀要(社会科学)』第一四卷二〇一二一頁、水野祐著『出雲神話』二五四頁、などに見える。

新刊紹介

藤平春男著

『新古今とその前後』

本書は、昭和四十四年に刊行された『新古今歌風の形成』の続篇的性格をもつものである。前著は、新古今時代を中心とする歌壇史的明確と、歌論史的展望のなかで新古今時代の歌論を位置づけるというふたつの視点に力が注がれていた

が、本書はそれらの論究を前提として著者がこの十数年の間に展開してきた新たな問題意識の結実である。新古今の方法に関する表現論的分析は第一章「新古今の方法」に、歌論の通時的解説は第二章「歌論史的展望」に、『新古今的なもの』を中心としてそれに関連する諸問題は第

三章「和歌史の諸問題」に、それぞれまためられている。付章として島田修三氏をインタービュアーとする著者の談話が

収載されている。

（昭58 二頁 定価九五〇〇円）〔今井 明〕